明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（**財務**九六）　一
○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令（**同**九七）　五
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（**経済産業**七二）　三
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（**同**七三）　三
○自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通**一〇七）　六
○都市緑地法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇八）　六
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇九）　七
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（**同**一一〇）　七
〔告　示〕
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（**外務**四二〇）　八
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（**同**四二一）　八
○支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（**財務**四一六）　八
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（**同**四一七）　八
○仮払金の支払の請求書及び当該請求書の記載事項の変更に係る届出書の様式を定める件の一部を改正する件（**文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**三）　八
○自動車の登録及び検査に関する申請におけるフレキシブルディスクによる手続に係るフレキシブルディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一三二二）　八
○平成二十四年に標準地の価格を公示する公示区域を定める件（**同**一三二三）　八
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件（**同**一三二四）　八
○都市計画に関する件（**同**一三二五）　八
○船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等の一部を改正する件（**同**一三二六）　八
○高速自動車国道に関する件（**同**一三二七～一三二九）　八

省　令

○財務省令第九十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条、第五十五条の三、第五十五条の七及び第五十五条の九並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四第一項第三号、第二項及び第三項第四号、第十八条の五第一項第一号及び第三号、第二項、第三項第四号、第四項、第五項第五号及び第六項、第十八条の七第三項、第十八条の九第三項及び第二十一条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣　安住　淳

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　非居住者との間の対外支払手段の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく支払等であって、当該支払等の相手方との間で他の支払等を行うためにするもの又は当該支払等の相手方に他の支払等を委託し当該他の支払等を行うためにするもの（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引のうち、通貨に係るものに基づく支払等を除く。）

第一条第二項第三号中「法第五十五条の七に規定する外国為替業務（以下「外国為替業務」という。）に係る取引又は行為に基づく支払等」を「次に掲げる支払等」に改め、同号に次のように加える。

イ　第十四条第一項第三号、第四号若しくは第七号から第十号までに掲げる報告又は同条第三項若しくは第七項の規定による報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等

ロ　イに掲げるもののほか、法第五十五条の七に規定する外国為替業務（以下「外国為替業務」という。）に係る取引又は行為に基づく支払等

第一条第二項第三号の二中「第十四条の二の規定による報告に係る取引又は行為に基づく支払等」を「第十四条の二第一項第三号から第六号までに掲げる報告又は同条第四項若しくは第五項の規定による報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等」に改め、同項第三号の三中「第十四条の三の規定による報告に係る取引又は行為に基づく支払等」を「第十四条の三第一項第三号から第八号までに掲げる報告又は同条第四項の規定による報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等」に改め、同項第四号中「又は第十九条」を「、第十九条、第二十一条又は第二十二条第一項、第二項、第五項若しくは第六項」に、「当該規定による報告に係る取引に基づく支払等」を「当該報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　削除

第五条第一項第一号中「（第六号に掲げる資本取引のうち、法第二十三条第一項の規定により届け出られた対外直接投資に係るものを除く。）」を「（同項第六号に掲げる資本取引にあっては、第十条第一項第一号の二に掲げる証券の取得及び当該取得をした証券の非居住者に対する譲渡に限る。）」に改め、同項第二号中「第五十五条の三第一項第七号」を「第五十五条の三第一項第六号」に改め、「掲げる資本取引」の下に「（同項第六号に掲げる資本取引にあっては、前号に掲げる資本取引を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三号まで」の下に「、第六号（法第二十条第二号（金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引であって、債権の放棄又は免除に係る取引を除く。）及び第十一号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）」を加え、同項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　法第五十五条の三第一項第五号又は第六号に掲げる資本取引のうち、居住者と非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係るもの